

《質問項目》

1 国際平和について

- (1) 核兵器禁止条約と平和について
- (2) 米軍犯罪の情報提供について

2 教育環境改善について

- (1) 夜間中学や定時制高校における就学機会確保について
- (2) 特別支援教育の充実について
- (3) 教員未配置問題と臨時的任用教員の正規化について

3 県政の重要課題について

- (1) 人工透析患者の地域生活や施設入所を支える取り組みについて
- (2) 農業を守り育てる施策について
- (3) 無料低額診療事業の充実について
- (4) 多様な性の性被害を救済するために



1 国際平和について

(1) 核兵器禁止条約と平和について

【大山議員】

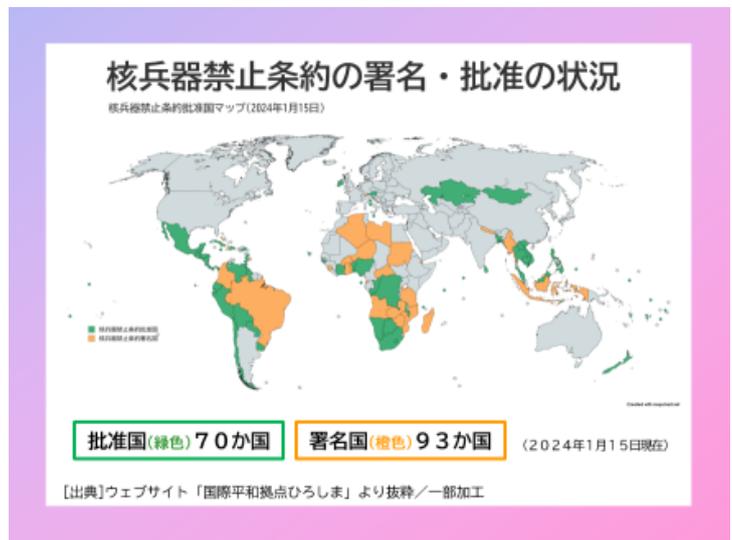
大山奈々子です。日本共産党神奈川県議会議員団の一員として質問いたします。質問の第一は、国際平和についてです。

初めに、核兵器禁止条約と平和についてです。本日はくしくも、核兵器の全面的廃絶のための国際デーにあたります。平和への思いを込めて、質問いたします。

核兵器禁止条約に関しては、私たちは2020年までに二度、条約の批准を求める質問をしてきました。近年核戦争への危機感が高まったことにより、核廃絶への機運も醸成されてきています。2024年には条約批准国が70、署名国は93カ国に上っています。

この夏の広島平和記念式典での広島市長のあいさつでは、「為政者が断固とした決意で対話をするならば危機的な状況を打破できる」とする例を挙げ、日本政府に締約国会議へのオブザーバー参加を呼び掛けています。2023年には、アメリカの核を国内に置いているドイツやベルギーなど、NATO加盟国もオブザーバー参加をしています。

また、心強いことに、第二回会議には広島県知事が参加しています。広島県としてサイドイベントを開催し、その議論の中では、核兵器産業には多くの資源が投入されており、この資源を教育、



衛生、飢餓、気候（変動）など、地球の持続可能性を高めることができる分野に再配分することができれば、より公平で正義に基づく世界を築くことができる、というような意見もあったということです。

さて、来年は被爆80周年です。被爆者の平均年齢は約86歳となりました。被爆以来79年、差別と偏見に苦しみながら、体の不調と闘いながら、核兵器の廃絶と被爆の実相、非人道性について世界の人々に伝え続け、核兵器禁止条約実現・発効にかけがえのない尽力をされた被爆者のみなさんです。

これまでも県は被爆者援護・支援のため行政としての役割を果たしてきていますが、被爆80年の大きな節目に、いっそうヒバクシャの体験を伝え、核廃絶を進める取り組みが必要です。

そこで知事に伺います。議論をすることが核廃絶への道だという声に応え、国に対し核兵器禁止条約の批准を求めること、少なくとも来年2025年の3月に予定されている核兵器禁止条約第三回締約国会議には、オブザーバーとしてでも参加を求めるべきと考えますが、見解を伺います。

また、2025年に被爆80周年を迎えるにあたり、本県の平和の取り組みを強化し、被爆者を励まし、体験を伝え、核廃絶を加速するための取り組みが必要だと考えますが、見解を伺います。

【黒岩知事】

大山議員のご質問に、順次お答えして参ります。国際平和についてお尋ねがありました。まず、核兵器禁止条約と平和についてです。

初めに、核兵器禁止条約の批准及び条約締結国会議のオブザーバー参加についてです。核兵器禁止条約について、国は、核兵器のない世界への出口とも言える重要な条約であるものの、核兵器国は1カ国も参加しておらず、出口に至るまでの道筋は立っていないとの見解を示しています。また、国は唯一の戦争被爆国として核兵器国を関与させるよう努力をしていくと表明していることから、県としては国の動きを注視してまいります。

次に、被爆80年に向けた県の取り組みについてです。核兵器の廃絶と戦争のない平和な社会の実現に向けて、昭和59年に神奈川非核兵器県宣言が県議会で議決されたことを始め、核実験への抗議活動を行うなど、様々な取り組みを進めてきました。来年の戦後被爆80年に向けては、語り部による被爆者体験の伝承など、県民のみなさまへの非核平和に関する啓発を中心に、地域からの取り組みを進めてまいります。

〔意見・要望〕

【大山議員】

核兵器禁止条約と平和についてです。核兵器禁止条約について、重要な条約だという受け止めがありました。私たちが最初に質問に取り上げてから7年経ちました。世界情勢は核兵器禁止の緊迫度を増し、一方でNATO加盟国まで危機感を持って核兵器廃絶への真剣な議論の場にいるというのに、被爆者の方々の命が尽きる前に、「少なくともあなた方の思いは、神奈川県がしっかり受け止めました」というメッセージとして、国を後押ししていただきたいと思えます。

来年の80周年の記念行事に関しては、ご検討いただいているということなので、被爆者の方をしっかりと励ませるような形の行事にさせていただくことを求めます。

（2）米軍犯罪の情報提供について

【大山議員】

次に、米軍犯罪の情報提供についてです。2023年12月の沖縄の米兵による少女暴行事件が地元沖縄県に半年間知らされていなかったことが発覚し、衝撃をもって伝えられました。私たちは外務省、防衛省に出向き、経過を確認しましたが、国の判断で伝えられなかったことが明らかになりました。

その後半年間で4件の性犯罪が発覚したことを思えば、政府の姿勢が国民を危険に晒し、犠牲を

生んだと言わざるを得ません。少女が受けた性暴力は、死の恐怖を伴いました。勇気を振り絞って加害者を告発した少女の声を封殺した政府に、激しい怒りを込めて抗議します。

神奈川県においても2021年以來2件の性犯罪が県に報告されていなかったとの報道があり、不安の声が私たちの元に届いています。被害者のプライバシーには当然配慮しながらも、犯罪の発生を当該自治体が把握することは重要です。そうでなければ、発生地域への注意喚起や再発防止を米側や国に申し入れることもできません。

沖縄県は今回の不祥事を受け、逮捕や書類送検した時点で県警から直接県が情報を得るルートを本年7月に確立しました。9月にはこのルートに則って、さらに1件の性暴力が報告されました。

県は、従来5年間に発生した米軍関係者の事故の数は議会に報告しているとのことですが、各地の基地機能強化に伴い、その数は近年増加しています。先月は海老名でヘリコプターの不時着事故、今月は横須賀で米兵車両が衝突し、22歳のバイクに乗った若者を死亡させる事故も起こしています。県民が被害を受けた情報を着実に把握することは、基地県として県民を守るために最低限果たすべき責務だと考えます。

今回の質問にあたり、本県で発生した米軍犯罪の累積数を聞いても、基地対策課も把握が無いとのことで、米軍犯罪に対するずさんな構えに驚きました。かつては「かながわの米軍基地」という基地問題の全貌を把握できる冊子を作成していましたが、それも無くされました。基地あるがゆえの犯罪から県民の安全を守る対応が求められます。

そこで知事に伺います。国が米軍関係者の性犯罪を報告しなかったことに関する県の見解について伺います。

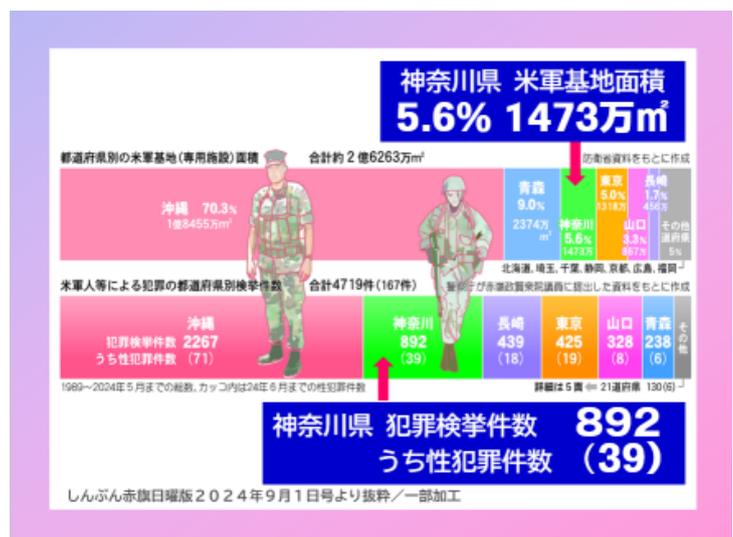
また、すべての米軍犯罪について、現在の日米合同委員会合意に基づく国経由のルートのみで通報を受けるのではなく、沖縄県のように県警と連携を強め把握に努めるとともに、国に対して、県や関係自治体への報告を義務付けるような新たな仕組みを作することを求めるべきと考えますが、見解を伺います。

主な米軍犯罪			※沖縄県発行の『沖縄の米軍基地』や各紙報道をもとに作成
年月	発生都道府県	事件概要	
1995年9月	沖縄	海兵隊員ら3人が本島北部で女子小学生を暴行	米兵等が引き起こした性暴力事件や重大事件(1)
1998年10月	沖縄	海兵隊員が北中城村で酒気帯び運転する車でひき逃げし、女子高校生が死亡	
2000年9月	東京	横田基地の上等兵が立川市でひき逃げし、72歳の女性が死亡	
2004年1月	長崎	佐世保基地所属の米兵が19歳の女性を暴行	
2005年7月	沖縄	空軍兵が沖縄市で女子小学生に強制わいせつ	
2006年1月	神奈川	海軍の空母「キティホーク」の乗組員が横須賀市で56歳の女性に強姦殺人	
2007年10月	広島	海兵隊員4人が広島市で19歳の女性に集団性的暴行	
2008年1月	沖縄	海兵隊員2人が北谷町でタクシー運転手に強姦致傷	
2月	沖縄	海兵隊員が北谷町で中学3年の女子生徒に暴行。被害者は告訴取り下げ	

しんぶん赤旗日曜版2024年9月1日号より抜粋／一部加工

年月	発生都道府県	事件概要	
2010年9月	山口	岩国基地の軍属が岩国市で66歳の男性を車ではね死亡	米兵等が引き起こした性暴力事件や重大事件(2)
2012年10月	沖縄	米国テキサス州フォートワース海軍航空基地所属の海軍兵2人が本島中部で集団強姦(ごうかん)致傷	
2013年1月	神奈川	原子力空母「ジョージ・ワシントン」の乗組員が横浜市内で24歳の女性に強制わいせつ	
2015年2月	青森	三沢基地所属の米兵が三沢市で女性宅のトイレの窓ガラスを割って住居侵入	
2016年4月	沖縄	元海兵隊員の軍属がうるま市でウオーキング中の20歳女性を暴行し殺害	
2022年12月	山口	海兵隊員が岩国市で車を窃盗。その車で停車中の車に追突。ケガをさせ、基地に逃走	
2023年1月	沖縄	空軍兵が北谷町でアパートに侵入、放火	
12月	沖縄	嘉手納基地所属の空軍兵が16歳未満の少女を車で連れ去り、自宅で性的暴行	

しんぶん赤旗日曜版2024年9月1日号より抜粋／一部加工



さらに、米軍関係の事故や事件を累積的網羅的に把握し公開することが必要だと考えますが、見解を伺います。

【黒岩知事】

次に、米軍犯罪の情報提供についてです。米軍人による事件等が起きた際の自治体への情報提供は、再発防止の取り組みに不可欠であり、沖縄県で発生した米軍人の性犯罪等について、国から自治体に情報提供が無かったことは重大な問題です。引き続き国に対し、性犯罪を含め、事件事故の関係自治体への情報提供の徹底を求めています。



また、米軍犯罪の把握に関する県警との連携や新たな仕組み作りについてですが、日米間では平成9年に、日本人に損害を与える可能性がある事件等に関する自治体への通報手続きが合意されています。当該日米合意により、情報提供の責任を有する国・米軍から関係する自治体に対して確実に情報提供が行われるよう、引き続き制度の適切な運用を国に強く求めています。

さらに、米軍関係の事件等の把握・公開についてですが、本県では平成9年の日米合意に基づく国からの通報を受け要請を行った事件等について、過去5年分の概要を県ホームページで公開しています。今後は米軍関係の事件等について、県ホームページに掲載する期間を延長するなど、県民のみなさまへの情報提供の拡充を検討してまいります。答弁は以上です。

《再質問》

【大山議員】

ご答弁いただきました。米軍犯罪の情報提供について再質問いたします。

ご答弁では、日米間の合意に基づいて適切に情報が伝達されるよう求めていくということだったんですけども、沖縄県はそれが適切に行われていなかったからこそ、独自のルートを開発されました。伺いますが、犯罪が発生した地元自治体はその情報を知るメリットは、どのようなものがあるのでしょうか。お答えください。

【黒岩知事】

再質問にお答えいたします。地元自治体として米軍犯罪に関する情報提供を受ける意義・メリットについてのお尋ねがありました。

米軍人等による事件等が起きた際の自治体への情報提供は、再発防止策を講じ基地周辺住民の方々の安全安心を確保する上で、重要であると考えています。

まず、事件等起きた際には、国からの情報提供を踏まえ、自治体として必要な要請を実施することにより、国や米側が地元の意向を踏まえた再発防止策を講じることが可能となります。また、国から得られた事件や再発防止策に関する情報を自治体としてマスコミ等を通じて広報することは、基地周辺住民の方々の安全安心に資するものであると考えています。このような考え方から、今後とも米軍人等による事件等に関する適時適切な情報提供を国に求めてまいります。答弁は以上です。

《再々質問》

【大山議員】

では再々質問をさせていただきます。地元自治体が情報を獲得することの意義が語られました。しかし、そのメリットを全く活かさない事態が発生し、情報が来なかったので沖縄では再犯を許しています。

沖縄では県警から直接のルートを確認し、さらに国に求めて、捜査当局が公表しない性犯罪事件についても沖縄県に情報提供することまで決めました。知事要請や県議会の決議などが、こういう変化を生んだと言います。

国は、本県始め他の県に関しては、個別に相談するという姿勢です。知事が会長を務める渉外知事会からも通報の徹底を求めている以上、本県も沖縄県のような対応を求めるべきではないですか。お答え願います。

【黒岩知事】

それでは再々質問にお答えいたします。沖縄のように県警からのルートを設けること、及び、新たに国からの情報提供を求めることについてのお尋ねでありました。

米軍人等による事件等が起きた際、自治体にとって必要な情報は、再発防止策等を国に要請する上で基礎となる確実な情報です。従って、平成9年の日米合意により、情報提供の責任を有する国・米軍から関係する自治体に対して確実に情報提供が行われるよう、引き続き制度の適切な運用を国に強く求めています。また、7月に渉外知事会として、米軍人等による性犯罪を含む重大事件について通報の徹底を国に求めており、引き続き国に対して確実な情報提供を働きかけてまいります。答弁は以上です。

〔意見・要望〕

【大山議員】

それでは要望を申し上げます。米軍犯罪についてです。

知事答弁は、国に求め続けていてもそれでも守られなかった件があったのに、さらなる徹底のルートを構築しないということですから、本県県民の犠牲には目をつぶるという無責任な態度に見えます。

沖縄と本県の違いは何でしょうか。沖縄県知事は、アメリカの国防総省まで話をしに行っているんです。政府や米軍に付度することなく、県民の命を守る立場に徹底して立っていただくことを求めます。

2 教育環境改善について

(1) 夜間中学や定時制高校における就学機会確保について

【大山議員】

質問の第二は、教育環境改善についてです。初めに、夜間中学や定時制高校における就学機会確保です。

夜間中学は、戦後の混乱や来日前の事情で義務教育の機会がなかった方、不登校などで形式的に卒業した方などの学習保障の場として、非常に大切な役割を果たします。

相模原市と県が連携して市内に2022年に開設された相模原市立大野南中学校分校の夜間学級は、横浜、川崎に1校ずつ設置されている夜間中学が市内在住在勤を入学の条件としているのに対し、相模原市以外の市町村在住の方も入学できるような広域的な仕組みを取り入れており、ボランティアで学習支援にあたる方々から喜びの声を聞いています。

現在在籍者は、開校3年目で3年生12名、2年生11名、1年生6名となっています。義務教育機会確保法によると、基本理念として「義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢または国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた必要な教育を受ける機会が確保されるようにする」とされています。

教育を受けていない者の意思を十分に尊重するためには、県ホームページや相模原市内での広報以外に、全県的に届く広報が待たれています。情報を取りに行かなくても目や耳に入る広報の仕方

を、検討すべきと考えます。

大野南中学の夜間学級は連携している市町村から生徒を受け入れますが、その数は15自治体に留まっています。県内には、実質的に義務教育の機会を奪われた方々は、神奈川・横浜の夜間中学を考える会の試算によると、8万人に上ると見込まれています。少なくとも県域ごとに一校は、設置を目指す取り組みが必要です。

広報を充実させ連携市町村を増やすとともに、夜間中学卒業生の多くが進路先とする定時制の受入れ拡充も必要です。県内3分の1にあたる6校の募集停止を決めていますが、県教委は定時制の意義を十分示せてきたでしょうか。東京都では定時制高校そのものの広報が充実しています。

そこで教育長に伺います。一人でも多くの県民の義務教育の機会を保障するために、夜間中学の新規開設についての展望を伺います。

また、夜間中学の広報について、どう拡充していくか伺います。

さらに、進路先の保障として定時制高校の広報を拡充し、募集停止を見直すことが必要と考えますが、見解を伺います。

【花田教育長】

教育関係のご質問にお答えします。教育環境改善について何点かお尋ねがありました。まず、夜間中学や定時制高校における修学機会確保についてです。

令和4年に相模原市が設置した夜間中学では、市内の生徒だけでなく、県内15市町の生徒を受け入れる広域的な仕組みを取り入れています。現在、新たな夜間中学を開設する動きは見られませんが、県教育委員会ではこの夜間中学での学びの機会確保に向け、より多くの市町村に広域的な仕組みへの参加を働きかけていきます。

また、夜間中学の広報については、今後もホームページを始め市町村や関係団体への案内の配布など、県と相模原市が連携して取り組んでいきます。

定時制高校の広報については、引き続き全公立展やホームページでの案内に加え、定時制、通信制合同の説明会などにより取り組んでいきます。

また、夜間定時制への志願者の減少を踏まえ、3期の県立高校改革の実施計画に位置付けた6校における募集停止について、見直すことは考えていません。

〔意見・要望〕

【大山議員】

ご答弁いただきました。それでは要望を申し上げます。初めに、夜間中学や定時制高校における就学機会確保についてです。

夜間中学を取り扱ったドキュメンタリー映画「こんばんは」では、学び直しの場を得て自己肯定感が高まり、人生を前向きに生きていく人々の姿が描かれています。本県の取り組みが人生に大きな希望をもたらす可能性を広げることになりますので、期待しています。

ご答弁では、広報について、今後は相模原市と今後も検討していかれるということでしたけれども、インターネット環境にない方にも、積極的に情報を取りに行かなくても目に入るような紙媒体などでの広報もお願いしたいと思います。

また、高校卒業資格が無いと就職が困難な社会にあつて、その機会を保障する定時制高校は、そ



の意義を発信し生徒減少に歯止めをかけることができますので、従来の広報ではなく、東京都などでは校長先生の一言が入った「この学校に行くとき暖かい教育環境が待っているな」と期待させるような内容の広報物もありますので、ご検討をいただきたいと思います。

それから、定時制高校の募集停止方針の見直しは無いということですが、廃校ではなく募集停止にしておられるというところが、募集の再開もあり得るかなと期待しておりますので、早期に見直していただくことを要望いたします。

(2) 特別支援教育の充実について

【大山議員】

次に、特別支援教育の充実についてです。

今年4月、知事が雑誌のインタビューで「本音は特別支援学校をやめていきたい」と語ったことは、関係者の間で不安と動揺を呼びました。2022年に国連の障害者権利委員会が、わが国の分離教育を批判したことが話題です。

有識者によると、これは「隔離された特殊教育の廃止」を求めたものであって、通常の教育環境との物理的な隔絶を排し、差別的な扱いを無くしながら障害のある子どもの全面的な発達を保障することに主眼があるとのこと。

知事発言に込められたインクルーシブを追求しようとする思いが報道で明らかにされても、「ただでさえ特別支援学校が足りていない状況なのに、なくすなんて」などの声が上がっています。

私たちは、インクルーシブ教育の推進は十分な予算と人の配置があれば大歓迎ですが、今の乏しい教育資源の状況下で、特別支援学校を無くしたいという意向を知事の思い1つで軽々に明言することは避けるべきだと指摘しておきます。

図書室が物置のようになっている特別支援学校もあると聞きます。また、学校によっては水道が錆びていたり校舎が何カ所も雨漏りしていたり、こういった実態が見られるのは、やがてなくなっていく学校だからかと嘆く声も聴きます。

そこで教育長に伺います。県立特別支援学校の意義について見解を伺います。

2023年4月に全面施行になった特別支援学校設置基準ですが、既存校は当分の間、従前の例によることができるとされていますが、本県としては「当分の間」をどれほどと規定してどのように施策を推進するのか、スケジュール感をお示しください。

また、施設の老朽化問題は一刻も早く改善しなければならないと考えますが、問題解消の展望を伺います。

【花田教育長】

次に、特別支援教育の充実についてです。特別支援学校の意義については、障害のある子どもの



教育的ニーズを踏まえ、専門的な支援体制のもと、一人一人に応じた学びを提供し、社会的自立を促すことにあると考えています。

特別支援学校の設置基準については、令和4年に策定した神奈川特別支援教育推進指針に基づき、今後新校の設置や既存校舎の増改築、通学区の変更などにより、順次対応していきます。

老朽化対策については、県立特別支援学校の約6割が築40年を超えている中、県教育委員会では計画的に屋上防水や外壁補修などを行っています。また、日常点検で雨漏りなどの不具合を発見した場合は速やかに修繕を行うなど、適切な対応に努めています。

〔意見・要望〕

【大山議員】

次に、特別支援教育の充実についてです。

本県教育行政は長期的なスパンで検討されるとしても、今の環境で過ごさなければならない子どもたちの在籍期間は、一時期です。特別支援教育の意義を認め、新校建設を急いで下さる訳ですが、早期に設置基準に合致した整備を行えるよう、また、老朽化対策も抜かりなく行えるよう、単発でも対応しているというお答えでしたけれども、学校からの声を聞くことに努めて下さるよう要望いたします。

なお、特別支援学校の整備はインクルーシブ教育の進展を見据えながらとなるようですが、インクルーシブ教育は、支援が必要な子を障害の無い子と全く同じ取り扱いをすることではないはずですね。適切なその子なりの課題把握と適切な支援を伴う教育環境整備が必要であることを付け加えます。

(3) 教員未配置問題と臨時的任用教員の正規化について

【大山議員】

次に、教員未配置問題と臨時的任用教員の正規化についてです。

教員未配置が大きな問題になっています。政令市を除く本県の教員の未配置は2024年5月1日段階で238名に上り、中でも特別支援学校の未配置数は、今年度84名と割合が高いとされています。所定の人数が確保できないため、じっとしてられない子たちに丁寧に向き合う余裕がなく、危険を避けるため力押しを不得ない場面が生じてしまうようなこともあるということです。未配置解消のための方策が急がれます。

本県でも教員不足を臨時的任用教員の採用で補っており、担任を始め、各校務分掌について正規教員と変わらぬ重責を担っておられます。ところが、こういう実際の教育現場に立っている方々が何年間も採用試験で不合格になっている実態があり、二次試験の合格率は大学推薦の対象者が約9割に対して、臨時的任用など教員経験者が4割強と、格段に低くなっています。

他県では教職に就きながら採用試験を受けなければならない先生たちを正當に評価し、教員経験者として採用基準を設けている自治体もあります。規制緩和で専門性を度外視した採用ではなく、臨時的任用の経験を正當に評価する採用制度が必要です。

そこで教育長に伺います。文科省通知においても「正規教員の比率向上」が求められており、現在の教育水準を維持向上するためにも、正規教員の割合の目標値を設定することが必要だと考えますが、見解を伺います。臨時的任用などで現場に立っている教員を正規化することが、何よりも求められると考えますが、見解を伺います。

【花田教育長】

次に、教員未配置問題と臨時的任用教員の正規化についてです。国は計画的な教員採用を促す通知の中で、例示として正規教員の割合の目標値を設定することを示しています。

県教育委員会では、将来の児童生徒数の推移を見定めた上で、直近の教員不足の状況も踏まえて計画的に教員採用を行っていますので、正規教員の割合の目標値を設定することは考えていません。

また、正規教員の採用にあたっては、筆記や面接による考査を行う教員採用試験に合格することが必要です。臨時的任用教員は現場経験はありますが、試験を経ずに正規教員に採用することはありません。なお、臨時的任用教員には、採用試験にあたって一部試験を免除する優遇措置を講じています。答弁は以上です。

〔意見・要望〕

【大山議員】

次に、教員未配置問題についてです。

必要な先生数が配置されていない事態は、由々しき問題です。専門性を持って継続的安定的に任務にあたるよう、正規教員の目標を設定しないということでしたけれども、やはり正規教員が少ないことによって臨時任用の先生にあたってもらわなければいけないという事態が発生していますので、目標を持って取り組んでいかれるよう、少しずつ増やしてきていただいていることは承知していますが、今後とも目標設定をお願いしたいと思います。

また、臨時的任用教員がずっと臨時的だという問題については、色々な学校の先生から聞いている声です。実態として正規教員となんら変わらぬ任務をこなしておられながら、肩書だけは不安定なまま。学科を教えているのに学科の試験を受けなければならないというのは、なかなか不条理だなと考えます。先生たちの人生を考えても、せめて臨時的任用のまま留め置かれている年数など実態を把握し、何回臨時的任用を繰り返しているのかと、そういう実態を把握し、採用において考慮されるような改善を求めます。以上です。

3 県政の重要課題について

(1) 人工透析患者の地域生活や施設入所を支える取り組みについて

【大山議員】

質問の第三は、県政の重要課題についてです。

初めに、人工透析患者の地域生活や施設入所を支える取り組みについてです。

医療の発達により、人工透析をされている方の長生きが可能になりました。その方が介護が必要になり、特別養護老人ホームなどに入所したくても、人工透析をしているため入所を拒否されることが多くあります。

国が2018年の介護保険法の改正で介護医療院を新たに位置付けた際、従来の介護老人保健施設では算定できなかった「慢性維持透析患者外来医学管理料」を医療保険で算定できるように変え、介護医療院に入所している利用者が専門的な診療を受診したときに、医療機関が診療報酬を受けられるようになりました。

現在、神奈川県内に介護医療院は、県の管轄で7施設、横浜市5施設、川崎市にはありません。相模原市に4施設ありますが、透析ができる施設はまだありません。

さらに、医療施設を持たない特別養護老



人工透析



人ホームでは、今年度の報酬改定によって、近隣の透析施設への通院送迎の加算が新たに創設されました。しかし、この加算は月594単位で金額にすると約6,000円となりますが、一日おきに透析が必要な入所の利用者を送り迎えするには、非常に少ない報酬と言わなければなりません。そのことも影響し、この加算を申請している施設は、県内に一つもありません。

そこで知事に伺います。透析患者の受入が可能な介護医療院、介護施設等の整備が急がれますが、県としてはどのように整備を促進しようと考えているのか、見解を伺います。

また、県としてこの送迎加算に上乗せをする補助制度を作ることや、移動サービス事業との連携を図る制度を構築するなど、人工透析患者が入所施設に入りやすくする対応を図る必要があると考えますが、知事の見解を伺います。

さらには、人工透析患者の介護の改善のためには、この加算をもっと引き上げるよう国に求める必要があると考えますが、知事の見解を伺います。

【黒岩知事】

県政の重要課題について何点かお尋ねがありました。まず、人工透析患者の地域生活や施設入所を支える取り組みについてです。

透析患者が介護施設に入所する場合、日々の体調管理に加え、血液透析にあっては週3回、1回あたり半日程度かかる通院の付き添いが必要です。こうした中、令和6年度介護報酬改定では、透析患者の通院送迎を行う場合の加算が新設されました。また、介護施設等と医療機関が連携した送迎サービスなども進みつつあります。

県は、こうした介護施設と医療機関が連携した透析患者の送迎の好事例が広まるよう、周知を行ってまいります。そのため、透析設備を有する介護施設の新規整備などを進めることは考えていません。

また、介護サービスへの報酬は、全国一律の制度として国が責任を持って定めるものであることから、透析患者を受け入れた場合の報酬加算への県独自の上乗せ補助は、考えていません。

一方で、施設からは報酬加算のさらなる拡大等を求める声がありますので、県は透析患者を受け入れた場合の介護施設等の負担を報酬に適切に評価するよう、引き続き国に要望してまいります。

(2) 農業を守り育てる施策について

【大山議員】

次に、農業を守り育てる施策についてです。

この夏、お米が小売店やスーパーから消えるという事態が起きました。お米の需要がわずかに政府の見通しを上回っただけで、これだけの混乱と不安を国民に生じさせてしまうほど、今の国内の食料供給体制は脆弱なのかと、衝撃を持って受け止めています。

2 高齢透析患者に関する学会報告について

【日本透析医学会介護委員会報告】
「介護関連入居施設からみた透析患者や透析医療に関する意識および実態調査」
結果の概要について

○調査対象及び方法
・福岡県内の介護関連入居施設を対象に2018年8月にアンケート調査（郵送）※を実施
※アンケート調査期間は、参考資料の2ページ参照

【施設別調査結果の概要】 調査項目：透析患者の受入状況について

	合計	特養	老健	全医型	特定型	認知型	住宅型	9号住
調査施設数	A 2,418	466	180	71	245	473	488	197
回答施設数	B 1,914	338	132	50	224	517	510	143
回答率（%）	B/A 79.2%	83.3%	73.3%	70.4%	91.4%	76.8%	78.0%	72.6%
現在、透析患者を受入れ中	C 434	89	10	1	90	33	180	42
受入率（%）	C/B 22.7%	17.2%	7.6%	2.0%	40.2%	6.4%	35.3%	43.4%
過去5年間、受入れ実績有	D 691	83	17	3	136	65	282	75
受入率（%）	D/B 36.1%	24.6%	12.9%	6.0%	60.7%	12.2%	51.4%	52.4%

【注】
○ 透析患者の受入に際しては、介護型（介護療養型医療施設・介護医療院）、認知型（グループホーム）、老健（介護老人保健施設）、特養（介護老人福祉施設）で受入率が低い。
○ 介護施設（介護療養型老人ホーム、ケアハウス、特養老人ホーム）、在宅型（在宅型特養老人ホーム）、9号住（9号対応高齢者住宅）で受入率が低い。

介護関連入居施設 人工透析患者受入率 = 33.4%

2 高齢透析患者に関する学会報告【実態調査結果の概要】

高齢透析患者の入居受入れを促進するための対策
(参考資料の1ページ【総論】を転記)

- 透析施設による勉強会の開催などの積極的な啓発活動
- ケアマネジャーを含めての密な相互連絡
- 患者急変時対応の指導や連携強化の工夫
- **送迎を含めた通院支援** など

Kanagawa Prefectural Government 14

国の進めてきた減反政策のつけであることは明らかです。農業の振興は、農家を守ることに留まらず、国の安全保障や国民生活の根幹に関わることであることは論を待ちません。

国は食料自給率の目標を2030年度にカロリーベースで45%と掲げていますが、38%で足踏みしたままです。そして、本県は食料自給率2%でありながら、具体的な目標が掲げられていません。県民の暮らしと食の安全を確保するためにも、県として食料自給率の目標を掲げ、その達成に向けた必要な施策を進めることが必要です。

その一つが、営農が継続でき新規就農を促進する農業所得の向上の取り組みです。神奈川県は農業所得700万円前後を目標に掲げて様々な取り組みを行ってきましたが、現在のところ県内農家の農業所得は約400万円という状況です。

本県では、地域の条件に経験と工夫で対応してきた家族農業が減少している事態に歯止めがかかっていないことは、依然として大きな課題です。

国の議論では、「財政支出に基づく生産者への直接支払い」を求める提案に、与野党推薦の参考人全員が賛成しており、岸田首相も「収入保険制度等で農業者の所得の向上を図る」としています。収入保険制度は、全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下を始め、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償するもので、補償割合は掛け金によって異なります。

しかし、収入保険制度は原則価格保証制度との併用ができないことや掛け金の負担などから、利用が伸び悩んでいると聞いています。県内では、松田町、愛川町、大井町が、掛け金の半分程度の補助などの支援を行っています。こうした家族農業が経営を継続していけるような支援は、県土保全にも県民の食料供給や食の安全を守るためにも、県として相当に力を入れなければならない事業です。

そこで知事に伺います。安定した食料供給を担保するためにも、県内の食料自給率の目標を設定し推進すべきと考えますが、見解を伺います。

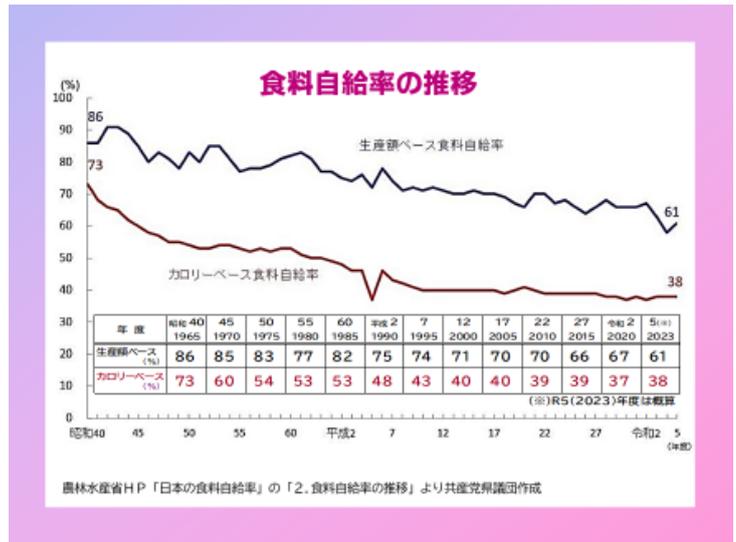
農業経営の多数を占める家族農業を振興していくために、国に対して所得補償制度の充実と利用しやすい収入保険制度への改善を求めるとともに、収入保険と県単独の価格補填制度との併用を継続すべきと考えますが、見解を伺います。

また、収入保険制度を利用しやすくするために、県内自治体も行っている掛け金に対する補助を県として行うべきと考えますが、併せて伺います。

【黒岩知事】

次に、農業を守り育てる施策についてです。

まず、食料自給率の県目標の設定についてですが、県では新かながわグランドデザインにおいて



都道府県別食料自給率② 令和4年度都道府県別食料自給率 (単位: %)

都道府県	カロリーベース		生産額ベース		増減	順位	カロリーベース		生産額ベース		増減	順位
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度			令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
全 国	38	38	0	53	▲5	39	38	0	63	▲5	3	▲5
北海道	225	218	▲7	222	205	▲17	49	51	+2	34	32	▲2
青 島	120	116	▲4	241	216	▲25	12	12	0	18	17	▲1
岩 手	108	106	▲2	195	180	▲15	16	16	0	5	5	0
宮 城	72	69	▲3	82	81	▲1	1	1	0	33	32	▲1
秋 田	204	196	▲8	138	128	▲10	14	15	+1	21	19	▲2
山 形	147	145	▲2	178	165	▲13	29	30	+1	119	102	▲17
福 島	75	75	0	84	79	▲5	61	61	0	129	121	▲8
山 梨	70	68	▲2	113	102	▲11	63	64	+1	96	96	0
群 馬	71	68	▲3	99	88	▲11	38	37	+1	61	57	▲4
群 馬	33	34	+1	88	78	▲10	22	22	0	38	36	▲2
茨 城	10	10	0	15	13	▲2	31	32	+1	43	40	▲3
栃 木	24	24	0	45	42	▲3	40	41	+1	110	102	▲8
埼 玉	0	0	0	2	2	0	33	34	+1	79	74	▲5
神 奈 川	2	2	0	11	10	▲1	37	38	+1	115	108	▲7
東 京	109	117	+8	190	186	▲4	45	44	▲1	186	155	▲13
山 梨	77	79	+2	53	52	▲1	20	21	+1	33	31	▲2
山 梨	46	47	+1	43	41	▲2	95	99	+4	140	132	▲8
山 梨	65	66	+1	48	46	▲2	41	40	▲1	142	131	▲11
山 梨	19	20	+1	99	92	▲7	58	60	+2	156	142	▲14
山 梨	52	54	+2	118	107	▲11	48	47	▲1	166	166	0
山 梨	25	26	+1	43	41	▲2	64	63	▲1	286	253	▲33
山 梨	16	15	▲1	51	47	▲4	79	80	+1	271	249	▲22
山 梨	12	12	0	28	26	▲2	32	34	+2	52	45	▲7
山 梨	40	40	0	51	51	0						

農林水産省HP「都道府県の食料自給率」掲載の「令和4年度(概算値)、令和3年度(確定値)都道府県別食料自給率等について」より抜粋/一部加工

農林水産物の産出額を指標として設定していますので、類似の指標となる食料自給率を新たに設定することは考えておりません。

次に、所得補償制度の充実と収入保険制度の改善については、本県の農業者が活用しやすい制度となるよう、必要に応じて国に要望していきます。なお、収入保険制度と県単独事業の野菜価格安定対策事業との同時加入については、今後国の同様の事業を参考に継続の可否を検討していきます。

次に、収入保険制度の掛け金に対する県の補助についてですが、すでに国が掛け金に対して一定の補助を行っていますので、県としてさらに上乗せして補助することは考えておりません。

《再質問》

【大山議員】

はい、ご答弁いただきました。どうもありがとうございます。一点再質問いたします。

食料自給率は、現在それに代わる産出額という指標を持っているので、食料自給率の目標を持たないということでしたけれども、もう一回伺いますけれども、本県の食料自給率の目標を持たない理由を教えてください。

【黒岩知事】

再質問にお答えいたします。県として食料自給率の目標を設定しない理由についてのご質問でありました。

先ほども答弁した通りであります。新かながわブランドデザインにおいて農林水産物の歳出額を指標として設定していますので、類似の指標となる食料自給率を新たに設定することは考えていないということでもあります。

なお、県内では、米などに比べますとカロリーが低い一方で単位面積あたりの販売金額が高い傾向のある野菜等が多く生産されています。そこで、こうした県内の農業等の実態から、カロリーベースの食料自給率ではなく農林水産物の産出額を指標として設定しております。答弁は以上です。

〔意見・要望〕

【大山議員】

それでは要望を申し上げます。初めに農業関係ですけれども、食料自給率を設定しない理由として、産出額、似たような指標だからという声がありましたけれども、産出額は物価高騰などそういった外的な要因があって、農業産出量と必ずしも噛み合うものではなく、食料自給率というのはもっと総合的な数値だと思います。

例えば北海道などはですね、国が2030年45%への食糧自給率アップの目標を持っています。国が持って自治体が持たないというのは、どういうことでしょうか。自治体は国を構成するメンバーですから。北海道は「我が国の食料自給率の向上に最大限寄与できるように」、こういう姿勢で食料自給率の目標値、設定されていますし、山形では「県民・国民のいのちを繋ぐ食料供給県やまがた」、こういう自負を持って食料自給率の目標を設定されております。

本県は人口が多いからそう簡単ではないというのは何うんですけれども、簡単ではないでしょうけれども、葉物野菜だからカロリーが低くなるんだというのであれば、生産額ベースで、産出額ではなくですね、人材確保でありますとか、農地の集積とか、新規参入者とか、様々な要素を盛り込んだ食料自給率を設定していただくことをお願いいたします。

(3) 無料低額診療事業の充実について

【大山議員】

次に、無料低額診療事業の充実です。

無料低額診療事業とは、経済的な理由で必要な医療を受ける機会が制限されないよう、診療にあたって患者の一部負担金を無料または低額な料金にする制度であり、社会福祉法で定められていま

す。厚生労働省によると、対象者は「低所得者」「要保護者」「DV被害者」などの生計困難者です。世帯の実収入額が生活保護基準の140%以下に該当する世帯員も、対象となります。

事業を実施している医療機関の窓口において、生活困窮の状況を相談して福祉的な支援制度を検討した後、必要に応じ医療費自己負担分の一部または全部の減免措置が決定されます。

県内には46機関があるとのことですが、この事業は医療機関に対しては税制上の優遇があるものの、対象者を診察する

ほどに持ち出しになるリスクを抱えながらも、事業を担って下さるその使命感には本当に頭が下がります。しかしながら、この制度の認知度が低く、必要な人に情報が届いていません。

さらに、今や院外処方を行う医療機関は2023年7月時点で約8割に上り、そのため院内処方が多かった時代に作られた現制度では、院外薬局では処方箋に基づいて無料または低額での薬の提供を行うことができません。同事業を行う医療機関からは、「せっかく診察しても薬の段階で治療を断念させることになる」との声があります。

同事業の意義を発揮するためには、院外薬局においても無料または低額で薬の提供を受けられるようにする必要があります。全国では高知市や青森市、那覇市など、いくつかの市で無料低額診療患者を対象に、薬代の窓口負担分を助成する事業を行っている自治体があります。

そこで知事に伺います。制度の意義を貫徹させるために、妨げとなっている薬代への支援制度の創設を国に働きかけると同時に、県としても支援制度を作るべきだと考えますが、見解を伺います。

また、無料低額診療事業についての認知度が低いため、実施医療機関のホームページ上での紹介に留まらず、ポスターやパンフレットを作成し、役所やハローワークなどで公的機関や生活困窮者への支援にあたる自治体職員等に制度の周知を行うべきと考えますが、見解を伺います。

【黒岩知事】

無料低額診療事業の充実についてです。

この事業は生活困窮者等が無料または低額な料金で診療を受けられるようにする事業であり、受診と併せて医療や生活上の幅広い相談に応じ、暮らしの立て直しや福祉等の支援に繋げることができる重要な取り組みとなっています。

県ではこれまでこの事業をホームページで広く周知するほか、生活困窮者等の相談支援を行う職員への研修を実施し、相談者が無料低額診療を適切に利用できるよう取り組んできました。しかし、この事業では、薬代について院外処方などの場合に減免が受けられないといった課題があります。ただ、この課題について、県は詳細な実施基準を定めている国に対し今後検討を働きかけていきたいと考えており、県独自の支援は予定していません。

また、相談支援に繋がっていない生活困窮者等は、この事業を知らずに受診できていない方もまだまだ少なくないと考えます。そこで、県では新たにリーフレットを作成し、市町村の福祉窓口に加えハローワークなどにも配布することでより効果的な周知を行い、生活困窮者等の受診に繋げてまいります。私からの答弁は以上です。

(4) 多様な性の性被害を救済するために

【大山議員】

次に、多様な性の性被害を救済するためにです。



大手芸能事務所、旧ジャニーズ事務所の創設者が、何十年もの間、大勢の少年たちを相手に恒常的に性加害を行ってきた事件は大きな社会問題になり、男性が性被害を告発することの難しさを浮き彫りにしました。

この種の問題を扱う文献が非常に少ない中、国会図書室で「男性の性暴力被害」という研究者ら2名の共著による書籍に出会いました。この本によると、男性の性被害者は「女性ほど傷つかない」「女性が加害者だったらラッキーだ」と思われたらどうしよう、また、「肉体的に反応した自分はその行為を望んでいたのではないか」などの思いから、相談に踏み切れないとのことでした。

苦しみから逃れるためにアルコールや薬物に依存したり、最悪の場合は自死に至るケースもあります。私たちは性犯罪を無くすためにも、性教育の改善を求めてきました。

しかし、実際に被害に遭った場合に備え、社会の認識を変え、相談しやすい気運醸成が必要です。

内閣府男女共同参画局が行った2023年度の調査によると、無理やりに性交などをされた被害経験をもつ被害者のうち、誰かに相談した割合は、女性は40.8%、さらに男性は20.0%と少ないのが現状です。相談相手の一位は友人知人ですが、全国のワンストップ支援センターや医療機関など、専門機関への相談は非常に少ないのが実情です。

そして、せっかく電話をしても羞恥心や自責の念等が強く、支援に困難があった事例も見られます。自身の性にまつわることを異性である女性の相談員に話すことのためらいもあるようです。

各県にあるワンストップ支援センターでは、例えば警察への同行、法律相談の調整や同行、泌尿器科や精神科の紹介や同行などが行われています。近年では、男性の被害にも門戸を開いています。しかし、中にはいたずら電話などもあり、真剣に相談したい相談者との区別が難しく、高度な専門性と集中力を求められる仕事でありながら、相応の処遇がされていない問題があるとのことでした。

本県のワンストップ支援センター「かならいん」の相談員は、会計年度任用職員30名体制で、その他統括管理する正規職員等は3名。相談員の多くは、専門職の方が本業と兼務となっているとのことでした。

本県は全国で唯一、男性とLGBT専用の専門相談電話を開設していることは非常に重要だと考えますが、相談数が伸び始めた今、安定した雇用形態で心配なく業務に携われる職員が増えることは、性別を問わず性暴力被害者が安心して相談できることに繋がります。

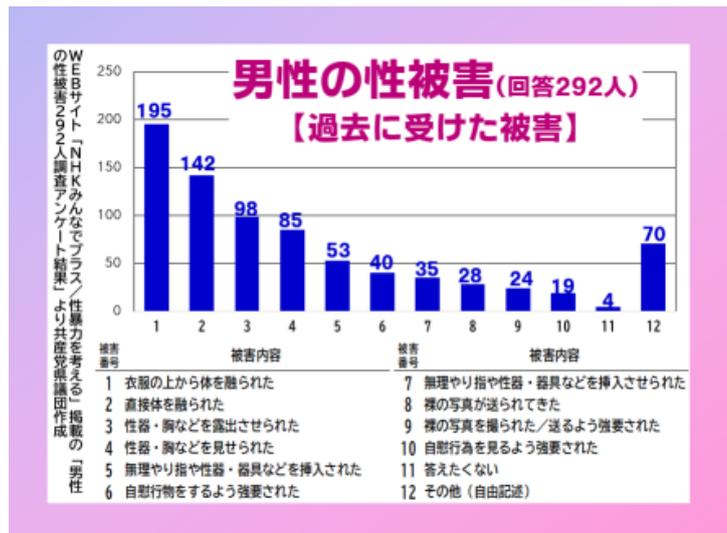
そこでくらし安全防災局長に伺います。性別年齢を問わず性被害を受ける可能性があるという認識を共有し、安心して相談する場があるという周知を広げることが大切と考えますが、県としてどのように取り組むか、見解を伺います。

また、安定的な相談事業にあたるため、かながわ性犯罪性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」に男性を含む正規職員を増員し、相談員の処遇改善に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。以上です。

【三浦くらし安全防災局長】

くらし安全防災局関係のご質問にお答えします。多様な性の性被害を救済するためについてお尋ねがありました。

県では「かならいん」を設置し、性別、年齢を問わず、性被害者等からの電話相談を24時間体制で受け付けるとともに、本年7月からは電話を躊躇する方でも相談しやすいLINE相談を開始



しています。

「かならいん」を多くの方に知っていただくため、学校や商業施設などへのリーフレット等の配架、ホームページやSNSを通じた情報発信のほか、1人で悩む方がインターネットで検索した際に「かならいん」を案内するリスティング広告など、広く周知してきました。こうした取り組みの結果、「かならいん」への相談件数は増加しており、今後も効果的な方法で実施していきます。

次に、「かならいん」の相談員については、精神保健福祉士等の資格を有して活動されている方などが、隙間時間を有効に活用し被害者のために役立ちたいとの思いから応募してきており、柔軟な働き方ができる勤務体系となっています。

また、全国で唯一の男性及びLGBT被害者のための専門相談ダイヤルを開設し、男性への相談を希望される方にも対応できる体制を有していることから、現時点で男性を含む正規職員の増員などは考えておりませんが、今後も性被害者の立場に立ったきめ細かな支援に努めてまいります。答弁は以上です。

[意見・要望]

【大山議員】

「かならいん」に関しては、今後とも広報をハローワークの窓口などでも強めていただくということですので、宜しくお願いいたします。

その他、前向きなご答弁もこの第三の重要課題ではいただきました。宜しく推進していただきませうようお願い申し上げます、質問を終わります。